

2025年5月26日

板橋区長 坂本 健 様

板橋区社会保障推進協議会
会長 山本 清志

国民健康保険の全加入者に資格確認書の一括交付を求める要望書

厚労省は4月3日の社会保障審議会医療保険部会で、75歳以上の後期高齢者を対象に、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず資格確認書を2026年7月まで一括交付することを決めました。

これまで、新たに75歳になった人や転居等で保険証が失効した人のみを対象に2025年7月31日までを期限として資格確認書を一括に交付するとしていました。しかし、後期高齢者のマイナ保険証利用率が相対的に低いことと、後期高齢者の保険証は毎年7月末に一斉に期限を迎えるために、資格確認書の交付を求める申請が自治体の窓口に集中する恐れがあることから、交付対象を拡大して期間も延長したと厚労省は説明しています。

後期高齢者に限らず、国保についても従来の保険証が有効期限を迎える直前に自治体の窓口が混雑することが予想され、すでにご承知の通り、渋谷区と世田谷区がすべての国民健康保険被保険者に資格確認書を送付するとしています。世田谷区の送付の理由には、「制度移行後においても適切に保険診療を受ける機会の確保、また、多くの「資格確認書」の交付申請が予想され、それに伴う被保険者への交付期間により、受診機会を逃す恐れなどを考慮すると「資格確認書」の交付が必要だと考える」としてあり、特定記録郵便により12万2千世帯に9月中旬に交付予定としています。

国民全体のマイナ保険証利用率は2025年3月時点で27.26%と、依然、低水準です。また、問題は後期高齢者のみに留まるものではありません。

未だに医療機関の窓口でマイナ保険証に関するトラブルは相当数あり、混雑は続いている。また、地震等の災害時には大規模な電源喪失やシステム障害等により、マイナ保険証ではオンライン資格確認ができなくなる状況も想定されるため、資格確認書は必要と考えます。

よって、板橋区の全ての国民健康保険加入者に資格確認書の一括交付を、強く要望いたします。

以上